

## 国立天文台オープンアクセス基本方針

令和8年2月20日  
台長決定

## (趣旨)

- 1 国立天文台（以下「天文台」という。）は、天文学をはじめとする学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、天文に関する成果・情報提供を通じて、社会に資することをミッションの一つとしている。天文台における研究活動により生み出された成果を広く公開し、天文台内外からの自由な閲覧を保証するため、自然科学研究機構オープンアクセスポリシー（令和7年2月13日機構長決定）に基づき、国立天文台オープンアクセス基本方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

## (研究成果の公開)

- 2 天文台は、天文台に在籍する教職員等が（主著・共著を問わず）執筆した学術論文をはじめとする研究活動の成果等（以下、「研究成果」という。）を可能な限り収集・蓄積・保存し、国立天文台学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開する。ただし、研究成果の著作権は天文台には移転しない。

## (適用の例外)

- 3 研究成果の公開において、著作権その他の理由により適切ではない状態が生じる恐れがあると教職員等又は天文台が判断した場合には、当該研究成果を公開しない。

## (適用範囲)

- 4 本方針は、本方針施行後に出版または公表された研究成果に適用する。本方針施行以前に出版または公表された研究成果は、資料の散逸を防ぐ等の目的から、天文台が必要と判断した場合のみ、適用する。

## (リポジトリの運用)

- 5 リポジトリへの研究成果の登録・公開等、リポジトリに関する事項は、国立天文台学術情報リポジトリ運用指針に基づき取り扱う。

## (研究データの管理・公開)

- 6 天文台は、国立天文台における研究データの管理及び公開に関する取扱要項に基づき、研究データを適切に管理し、公開する。ただし、公開することが困難なデータ及び公開に適さないデータは、この限りでない。

## (その他)

- 7 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

## 附則

本方針は、令和8年2月20日から施行する。